

令和8年度 三条市立大島中学校 いじめ防止基本方針

三条市立大島中学校

1 いじめ問題についての基本的な考え方

この「三条市立大島中学校いじめ防止基本方針」はいじめ防止対策推進法第13条の規定及び「三条市いじめ防止等の基本的な方針」に基づき、大島中学校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

いじめは、全ての生徒に関わる問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを第一とする。

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解し、行動できるようにする。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、大島中学校は国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条で、「当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされる。

また、新潟県いじめ等の対策に関する条例では、「いじめ類似行為」として「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いもの」とされた。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる生徒の立場に立って判断する。また、いじめは多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断する際は、「心身の苦痛を感じるもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

3 いじめ防止のための手立て

(1) いじめ防止学習プログラムに基づくいじめ防止のための基本姿勢

いじめ防止のため、大島中学校ではいじめ防止学習プログラムに基づき、以下の点を重視して指導にあたる。

○「全職員で全生徒を指導する」ことを基本姿勢として、

- ・ P：準備～それぞれの立場で生徒の実態を的確にとらえ（実態把握）、
- ・ E：教育～共通理解（いじめに対する理解の共有化）を図る。
- ・ A：行動～生徒の実態に基づき指導の過程を重視した計画（いじめ防止のための直接的な行動計画）を立案し、
- ・ C：対処～実行（活動案に沿った取組の実施）をする。
- ・ E：評価～行事の振り返りを通して、生徒の実態により即した行事になるよう検討する。

(2) いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

大島中学校では、学校教育活動の全般をいじめ防止学習プログラムの視点で位置づける。「島中絆づくり」を指導の重点とし、生徒会本部を中心に、年間の活動を通して、生徒同士の「絆づくり」、いじめの防止のための基本的な資質の育成を促す活動を計画する。

月	生徒の活動予定 (☆太字は小中一貫の取組 下線は保護者・地域交流の取組)	生活アンケート
4	入学式 絆下校 3年修学旅行 教育相談(学級担任) ☆ おおじまおはようday	
5	学級討議 緑風総会 大島アドベンチャー(以下OA) 1,2年防災学習	
6	WEBQU検査① 地区大会激励会・報告会 ☆ 深めよう絆スクール集会	
7	1年生農業体験学習 2年生職場体験学習 1学期振り返り 体育祭結団式 体育祭準備 ネットリテラシー講演会	
8	体育祭準備	
9	体育祭 教育相談(全職員) ☆ おおじまおはようday ☆ おおじまブラボーday	
10	WEBQU検査② 合唱祭 ☆ 小学6年生体験入学	
11	生徒会役員選挙に伴うアンケート 教育相談(学級担任) 生徒会役員選挙	
12	2学期振り返り ☆ おおじまおはようday	
1	学級討議 緑風総会(OAあり) ☆ 新入生入学説明会・MA(妙高アドベンチャー)(小6中1中2)	
2	三送会	
3	卒業証書授与式 教育相談(全職員) 3学期振り返り	

(3) 社会性育成のための取組

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象にいじめを受けない、しないための教育活動に取り組む。

未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える「島中絆」をつくる。

さらに、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・社会性の育成：異学年交流活動 小中一貫教育に基づく小中交流活動
例 OA 三条おおじまブラボーday 深めよう絆スクール集会 ネットリテラシー講演会 ・自治能力の育成：生徒会本部を中心とした生徒会活動の自主的計画運営活動
例 各委員会の日常活動 体育祭 OA ・学級づくり：OAを取り入れた人間関係づくり学習
例 所属感を高める学級づくりの取組 QUによる実践の考察 ・授業づくり：授業のユニバーサルデザイン化、授業規律の明確化
例 三条市授業スタンダードの実践 ・道徳教育・キャリア教育：体験的活動による豊かな感性の醸成
例 自己有用感と命を大切にす心の育成のための計画的な授業の実践 SNS教育プログラム |
|---|

4 いじめの早期発見のための手立て

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付かなく判断しにくい形で行われることが多い。このことを職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

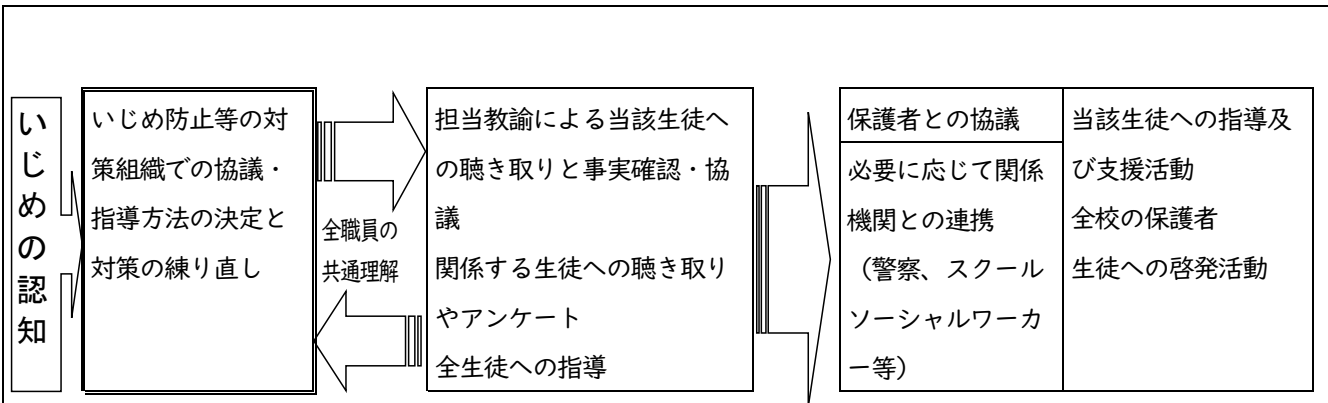
このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ・日常的な情報交換
 - 例 生徒指導日誌の入力 休み時間の校舎巡視 朝の自転車小屋巡視
 - 冬のスクールバス指導
 - 生徒理解のための会議の実施（学期開始前年3回） 学警連会議への出席（生徒指導主事）
- ・いじめ実態調査
 - 例 いじめ実態把握アンケート デイリーライフ記載内容 生活アンケート（週1）
- ・教育相談
 - 例 定期教育相談週間の実施（4、9、11、3月年4回）、声かけの実施
- ・WEBQU調査→学級満足度、学校生活意欲度、進路意識度、ソーシャルスキルの診断
 - 例 WEBQUを学級経営に生かすための職員研修（特別活動主任）
- ・カウンセリング
 - 例 スクールカウンセラーによる相談 コンサルテーション キャリアカウンセリング

5 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒のケアを最優先に掲げ、当該生徒を守り通すことを目指す。加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長を第一として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。



※上記の取組を、事案の状況や生徒の実態等に応じて重層的に行う。

※警察との相談や通報が必要な事案は速やかに行う。

※対策組織はその方針が生徒への直接的な指導支援に生かされるように働きかけ、情報が速やかに伝達されるよう留意する。

6 いじめ防止等のための組織について

- (1) 名称 この組織を「いじめ・不登校対策委員会」とする。
- (2) 構成員 校長 教頭 生徒指導主事 当該学年主任 当該学級担任 養護教諭 不登校支援員
警察のスクールサポーター カウンセラー スクールソーシャルワーカー
 ※事案によっては学識経験者やPTA役員、自治会役員等を特別構成員とする。
 ※スクールサポーター、カウンセラーは市教委が直接依頼する。
- (3) 具体的な役割
 - ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

7 重大事態にかかる対応について

(1) 重大事態の意味

①「いじめにより」大島中学校に在籍する生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

※「いじめにより」とは、前述に掲げた生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

＜状況の例＞	・児童生徒が自殺を企図した場合	・身体に重大な傷害を負った場合
	・金品等に重大な被害を被った場合	・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより大島中学校の生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして調査・報告等に当たる。

(2) 重大事態としての認知と調査

①重大事態の認知

学校はいじめの認知があった場合にはその全てを教育委員会に報告する。その中にあって、重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

②重大事態の調査及び対応

重大事態については教育委員会がその事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。その場合の調査の実務は当該学校が担当する。

教育委員会は、その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を学校とともに適切に提供するものとする。

8 その他の学校の取組

(1) いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。

(2) いじめ防止等のため、学校評議員、PTA、同窓会、自治会と連携していじめ防止等のための取組を強化する。

(3) 警察等の関係機関との連携を密に、いじめ防止等に係る取組を強化する。

(4) いじめ防止等にかかる上記の取組について「いじめ・不登校対策委員会」において、PDCAサイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。